

千葉市三世代同居等支援事業のご案内

市では、高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成します。この助成を受けるには、事前に申出が必要です。利用をお考えの方は、早めに高齢福祉課までご相談ください。

- 基本条件**
- ・離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近隣（直線で1 km以内）に居住すること
 - ・※すでに同居または近隣（直線で1 km以内）に居住している場合は、この事業の対象となりません。
 - ・親が65歳以上で1年以上千葉市に居住していること
 - ・親が単身または夫婦のみの世帯であること
（ただし、親の一親等の尊属が同居等をしている場合は助成の対象とする）
 - ・孫は18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていないこと
 - ・住民税及び固定資産税を滞納していないこと
 - ・家賃を滞納していないこと
 - ・千葉市三世代同居等支援事業の助成を過去に受けたことがないこと
 - ・他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと
 - ・この事業の趣旨を理解し、協力して親（高齢者）に対する支援（介護や見守り等）を行うこと
 - ・同居または近隣に居住している状態が、今後3年以上継続すること。

助成内容 (1) 1年目の助成

区 分	内 容	
助成対象	①持家の場合	住宅の新築に要する費用
		住宅の改築に要する費用 ※ただし、従前の建築物をすべて除却し、建て直す場合に限りです。 <u>※住宅改修（リフォーム）は、対象となりません。</u>
		住宅の増築に要する費用 ※ただし、10㎡を超える増築で、居室1室が増える場合に限りです。
		住宅の購入に要する費用
	②借家の場合	賃貸借契約に要する費用（礼金、権利金、仲介手数料）
	③上 記 共 通	転居に係る引越費用
助 成 額	「①または②」と③の合計額の2分の1と助成限度額50万円を比較して低い額 〔※ただし、①について市内業者（市内に本店を有する事業者）と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が100万円となります。〕	

(2) 2年目・3年目の助成

・市内に住む親と同居または近隣に居住するために市外から子世帯が転入する場合には、上記助成の追加として、2年目と3年目にも以下の助成があります。

※上記の①または②の助成（住宅の新築・改築・増築・購入・賃貸借契約に要する費用）を受け取った方のみ対象となります。すでに三世代で同居または近隣（直線で1 km以内）に居住している方が、下記の助成のみを申請することはできません。

区 分	内 容	
助成対象	④持家の場合	固定資産税・都市計画税相当額
	⑤借家の場合	年間の家賃相当額
助 成 額	④または⑤と助成限度額15万円を比較して低い額	